

札幌市熱中症対策会議設置要領

令和6年●月●日 石川副市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市内部委員会等に関する規程（昭和57年訓令第11号）第9条第3項及び第4項に基づき、札幌市環境施策推進本部会議の専門部会として設置する札幌市熱中症対策会議における組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は札幌市における熱中症に係る情報や対策の共有を行うとともに、全庁横断的な連携体制を整備し、その対策を総合的に推進するため、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供に関すること。
- (2) 熱中症弱者のための熱中症対策に関すること。
- (3) 管理者がいる場等における熱中症対策に関すること。
- (4) 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策に関すること。
- (5) 産業界との連携に関すること。
- (6) 熱中症対策に関する調査研究の推進に関すること。
- (7) 極端な高温の発生への備えに関すること。
- (8) 熱中症特別警戒情報の発表及び周知と迅速な対策の実施に関すること。
- (9) その他熱中症対策に関して必要と認められること。

(組織)

第3条 会議は別表に掲げる者をもって組織する。

2 会議は必要に応じて構成員以外の者を加えることができる。

3 会議には議長を置き、議長は環境都市推進部長をもってこれに充て、会務を掌理する。

(会議)

第4条 会議は必要に応じて議長が招集する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、環境局環境都市推進部環境政策課が行う。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この要領は、令和6年●月●日から施行する。

別表

危) 危機管理部長	保) 成人保健・歯科保健担当部長
総) 改革推進室長	保) 医療政策担当部長
総) 国際部長	子) 子育て支援部長
総) 広報部長	経) 産業振興部長
政) 政策企画部長	経) 経営支援・雇用労働担当部長
政) プロジェクト担当部長（札幌市強靱化計画所管）	経) 観光・MICE 推進部長
政) 都心まちづくり推進室長	経) 農政部長
財) 財政部長	環) 環境都市推進部長
市) 地域振興部長	建) みどりの推進部長
ス) スポーツ部長	都) 住宅担当部長
保) 地域生活支援担当部長	消) 救急担当部長
保) 高齢保健福祉部長	教) 学校施設担当部長
保) 障がい保健福祉部長	教) 学校教育部長